

○施設の目的・根拠法令等一覧表

〈福祉施設編〉

施設の種類	施設の目的・内容	根拠法令等
保護施設	身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させ、生活扶助を行う。	生活保護法 第38条第2項
	生活上困難な問題を抱えた女性及び暴力被害女性を入所保護し、自立を支援する。	売春防止法 第36条
児童福祉施設	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせる。	児童福祉法 第36条
	乳児院 親のいない乳児、親の監護が適当でない乳児を入院させて、これを養育する。	児童福祉法 第37条
	母子生活支援施設 配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて保護とともに、自立促進のためにその生活を支援する。	" 第38条
	保育所 保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設。	" 第39条
	幼保連携型認定こども園 義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして満三歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適切な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として設置される施設。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 第2条第7項
	児童養護施設 保護者のない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を入所させて養護し、あわせてその自立を支援する。	児童福祉法 第41条
	児童心理治療施設 社会生活への適応が困難となった児童を短期間入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他援助を行う。	" 第43条の2
	児童自立支援施設 不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、状況に応じて必要な指導を行い、自立を支援する。	" 第44条
	児童家庭支援センター 地域の児童の福祉に関する各般の問題について、児童及びあらゆる地域住民からの相談に応じ必要な助言等を行う。	" 第44条の2
	児童館 健全な遊びを通じて、児童の健康を増進し、又は情操を豊かにする施設で、次の4種類がある。 ① 小型児童館……小地域の児童を対象に、一定の要件を具備した児童館 ② 児童センター……①に加えて、児童の体力増進に関する指導機能を併せ持つ児童館 ③ 大型児童館……広域の児童を対象とし一定の要件を具備した児童館 ④ その他の児童館……公共性、永続性を有するもので、各地域の特性に応じたもの	" 第40条
	児童遊園 健全な遊びを通じて、児童の健康を増進し、又は情操を豊かにする。	" "
障害児通所支援		
	児童発達支援 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う。	" 第6条の2の2
	医療型児童発達支援 肢体不自由のある児童に対して、児童発達支援及び治療を行う。	"
	放課後等デイサービス 就学している障害児に対して、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行う。	"
保育所等訪問支援	保育所等に通う障害児につき、当該施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行なう。	"

施設の種類		施設の目的・内容	根拠法令等
児童福祉施設	障害児入所支援		
	福祉型障害児入所	保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能を付与する。	" 第42条
母子福祉・施設父子	医療型障害児入所	保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行う。	" 第42条
母子・父子	母子・父子福祉センター	無料又は低額な料金で母子家庭等に対して各種の相談に応ずるとともに、生活指導及び生業の指導を行う等母子家庭等の福祉のための便宜を総合的に供与する。	母子及び父子並びに寡婦福祉法 第39条
障害者福祉施設	障害福祉サービス事業	障害の程度やニーズに応じ、介護や訓練サービスの提供を行う。	障害者総合支援法第5条
	1 日中活動事業		"
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う。	"
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。	"
	自立訓練	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練等を行う。	"
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。	"
	就労継続支援(A型、B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。	"
	2 居住系事業		
	共同生活援助(グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助及び入浴、排せつ、食事の介護等を行う。	"
	短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。	"
	障害者児入所施設等	施設入所支援を行うとともに施設障害福祉サービスを行う。	"
	その他		
	点字図書館 視覚障害者福祉センター	無料又は低額な料金で、点字刊行物等を視覚障害者の求めに応じて閲覧及び貸出しを行う。	身体障害者福祉法第34条
	聴覚障害者福祉センター	聴覚障害児の各種相談・研修・講習等の実施、字幕入りのビデオテープの制作・貸出しや手話通訳者・要約筆記奉仕員の養成・派遣を行い、聴覚障害者の福祉の増進を図る。	"

施設の種類	施設の目的・内容	根拠法令等
老人福祉施設	養護老人ホーム 65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な者を入所させ、養護する。	老人福祉法 第20条の4
	特別養護老人ホーム 65歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けすることが困難な者を入所させ、養護する。	" " 5
	軽費老人ホーム(AB型) 低所得階層に属する老人であって、家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難なものが低額な料金で利用し、健康で明るい生活を送ることを目的とする。給食を行うA型と自炊のB型がある。	" " 6
	軽費老人ホーム(ケアハウス) 身体機能の低下や高齢などのため、独立して生活するには不安が認められるが、独立した生活を送れるよう工夫された施設で、給食、入浴等のサービスを行う。	" " 6
	老人デイサービスセンター(通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所) 在宅の要介護者等に対し、通所により日常生活上の世話や機能訓練等のサービスを提供することにより、利用者の社会的孤立感の解消、心身の機能の維持を図るとともに、利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図る。定員19人以上は通所介護事業所、定員18人以下は地域密着型通所介護事業所になる。	老人福祉法 第20条の2の2 介護保険法 第8条第7項、第8条第17項
	地域包括支援センター 地域の高齢者の福祉の増進を包括的に支援することを目的として、介護予防事業のマネジメントや総合的な相談・支援などを実施する。	介護保険法 第115条の46
	在宅介護支援センター 在宅の要援護高齢者等又はその家族に対し、介護に関する総合的な相談に応じるとともに、ニーズに対応した各種の保健、福祉サービスが総合的に受けられるように市町村等関係行政機関、サービス実施機関等との連絡調整等の便宜を供与する。	老人福祉法 第20条の7の2
	老人福祉センター 地域の老人に対し、各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する。A型とその機能を補完するB型があり、更にA型の保健部門を強化した特A型がある。	" 第20条の7
	認知症高齢者グループホーム 小規模な住空間において、小人数の認知症高齢者が専属のスタッフにより介護を受けながら共同生活する。	老人福祉法 第5条の2第6項 介護保険法 第8条第20項
	有料老人ホーム 老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜を提供する。(老人福祉施設ではない施設)	老人福祉法 第29条
	老人休養ホーム 景勝地、温泉等の休養地において、老人に対し低廉で健全な保健休養のための場を提供する。	老人休養ホーム設置運営要綱(厚生省社会局長通知)
	老人憩の家 老人に対して、地域における教養の向上、レクリエーション等のための場を提供する。	老人憩の家設置運営要綱(厚生省社会局長通知)
	老人福祉施設付設作業所 老人の多年にわたる経験と知識を生かし、その希望と能力に応じた作業等社会活動を行う場所を提供し、老人の心身の健康と生きがいの増進を図る。	老人福祉施設付設作業所設置運営要綱(厚生省社会局長通知)
	在宅複合型施設 在宅介護支援センター、老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設を基本部門として、必要に応じて給食サービスステーション及びヘルパーステーションを一体的に整備した施設	在宅複合型施設の整備について(厚生省老人保健福祉局長通知)

施設の種類	施設の目的・内容	根拠法令等
その他の施設	地域福祉センター 利用対象者を特定せず広く地域住民を対象に、デイサービス事業、研修事業、相談事業等を行い、もって地域住民の多様な福祉ニーズに応える。	地域福祉センター設置運営要綱 (厚生省社会・援護局長通知)
	福祉人材センター 福祉施設等への職業斡旋を行う無料職業紹介事業や、各種講習会、就職相談会などを開催し、福祉人材の育成確保を図る。	社会福祉法 第93条
	隣保館 地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行う。	〃 第2条
	介護福祉士養成校 身体上又は精神上の障害により、日常生活を営むのに支障がある者に対し、入浴、排泄、食事等の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う「介護福祉士」を養成する。	社会福祉士及び介護福祉士法第40条
	自立援助ホーム 義務教育を終了した20歳未満の児童であって、児童養護施設等を退所したものなどに、日常生活上の援助、生活指導、就業の支援などを行う。	児童福祉法 第6条の3第1項
	障害者職業センター 公共職業安定所等との密接な連携のもと、就職や職場復帰を目指す障害のある方、障害者雇用を検討している或いは雇用している事業主の方、障害のある方の就労を支援する関係機関の方に対して、支援・サービスを提供する。	障害者の雇用の促進等に関する法律
	障害者就業・生活支援センター 就職を希望する障害者や在職中の障害者の抱える課題に応じて、雇用及び福祉の関係機関との連携の下、就業支援担当者と生活支援担当者が協力して、就業面及び生活面の一体化的な支援を行う。	障害者の雇用の促進等に関する法律
	無料低額宿泊所 生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる。	社会福祉法 第2条第3項第8号
	日常生活支援住居施設 無料低額宿泊所のうち、被保護者に対する日常生活上の支援の実施に必要なものとして厚生労働省令で定める要件に該当すると都道府県知事が認めた施設であって、被保護者の個別支援計画を策定し、日常生活上の支援を行う。	生活保護法 第30条第1項
	地域活動支援センター 障害児(者)が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者を通わせ、創作的活動又は生産的活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を行う。	障害者総合支援法第77条
	高次脳機能障害者支援拠点 高次脳機能障害者に対する専門的な相談支援、関係機関との支援ネットワークの構築、高次脳機能障害の正しい理解を促進するための普及・啓発、支援手法等に関する研修等を実施する。	厚生労働省障害保健福祉部長通知

〈保健施設編〉

施設の種類	施設の目的・内容	根拠法令等
介護老人保健施設	介護老人保健施設 病状が安定期にあり、入院治療を必要とはしない要介護者に対し看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練等を行い家庭復帰を目指す。	介護保険法 第94条
	無料・低額介護老人保健施設 介護老人保健施設入所対象者のうち、生活困難者のために無料又は低額な料金で介護老人保健施設を利用する事業を行う。	社会福祉法 第2条
訪問看護ステーション	主治医から訪問看護の指示のある利用者に対し、看護師等が訪問し、療養上の世話や診療の補助を行う。	介護保険法 第41条
厚生労働大臣認定健康増進施設	健康増進のための運動を安全かつ適切に実施できる施設。	健康増進施設認定規程
保健所	地域住民の健康の保持、増進及び疾病の予防を図り、もって公衆衛生の向上に寄与する。	地域保健法 第5条
衛生研究所	地域保健対策を効果的に推進し、公衆衛生の向上及び増進を図るための地域の技術的中核として、調査研究、試験検査、研修指導及び公衆衛生情報等の収集・解析・提供を行う。	地方衛生研究所設置要綱(厚生事務次官通知)

施設の種類	施設の目的・内容	根拠法令等
精神保健福祉センター	精神保健や福祉に関する専門的な相談・指導を行う。	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 第6条
健康プラザ	県民の健康づくりを支援するための中核施設として、疾病の予防対策や健康の保持及び増進を図るとともに、県民の健康寿命延伸のため、介護予防に関する人材育成等を行う。	茨城県立健康プラザの設置及び管理に関する条例
難病相談支援センター	難病患者及びその家族等に対する相談支援、地域交流活動の促進及び就労支援などを行う拠点施設として、難病患者等のもつ様々なニーズに対応したきめ細やかな相談支援を行う。	難病の患者に対する医療等に関する法律第29条
母子保健センター	母子の健全育成推進を目的とした相談機関であり、乳幼児の発達に関する相談を行う。	発達障害者支援法第5条
発達障害者支援センター	発達障害に関する専門的な相談・指導を行う。	発達障害者支援法第14条
市町村保健センター	地域住民の健康の保持及び増進を図るため、住民に対し、健康相談、保健指導、健康診査、健康教育、自主的な保健活動の場の提供、その他地域保健に関し必要な事業を行うことを目的とする。	地域保健法 第18条
ナースセンター	公共職業安定所等の活動とも連携を図りながら、再就業の希望を持つ看護師等に対する就業相談や就業している看護師等に対する仕事に関する相談等を行い、看護師等の就業促進を図る。	看護師等の人材確保の促進に関する法律 第14条
腎臓財団	臓器移植を普及促進するとともに、慢性腎臓病予防の総合的な対策を図る。	整備法(注) 第44条
アイバンク	角膜移植により視覚障害者の視力の回復に資するため、眼球の提供のあっせんを行うとともに眼の衛生思想の普及を図る。	"
日本赤十字社茨城県支部	人道・博愛の精神に基づき、災害救護活動、救急法の普及、ボランティアの養成、医療事業、社会福祉事業等の事業を行う。	日本赤十字社法
赤十字血液センター	安全な血液製剤を安定的に供給するため、献血による血液の確保及び医療機関等への供給などを行う。	日本赤十字社血液センター規則
認知症疾患医療センター	保健医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断とその初期対応、周辺症状と身体合併症の急性期治療に関する対応、専門医療相談等を実施するとともに、地域保健医療・介護関係者への研修等を行うことにより、地域において認知症に対して進行予防から地域生活の維持まで必要となる医療を提供できる機能体制の構築を図る。	認知症疾患医療センター運営事業実施要綱(厚生労働省老健局長通知)

(注)一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律